

若者応援プロジェクト事業補助金Q&A

Q1:補助対象経費は消費税は含まれるのか？

A1:含まれます。

Q2:法人でも応募は可能であるが、若者の過半数を満たすために常雇以外に非常勤も算定に入れてもよいか？

A2:可能です。ただし、この事業のためにアルバイト等を一時的に雇って若者の過半数に算定することはできません。

Q3:イベント等で食事や飲料を提供する場合は、補助対象になるのか？

A3:食料費(食料品自体を購入する経費)は補助対象になりませんが、原材料を購入する場合は補助対象です。

Q4:代表者及び構成員は市外の人でもよいか？

A4:吉野川市で行う事業であれば、代表者及び構成員は市外の方でも可能です。

Q5:イベントの際に、公共施設は借り上げできるのか？

A5:事業の内容が、開催を希望する公共施設の条例に適合する内容であれば可能です。

Q6:継続的なイベントに昇華できると見なされた場合は補助は複数年度になるのか？

A6:補助は一回のみです。

Q7:審査会はこういった構成員なのか？

A7:市と連携協定を締結している大学関係者や市内の若手商工団体、国・県の経済関係部署等で構成する予定です。

Q8:採択され、補助金交付予定額通知を受け取った後の交付申請時に概算払いの請求が可能となっているが、事業費の何割ぐらいまで先払いが可能なのか？

A8:概算払いの額については、事業の内容や性質等に基づき判断しますが、基本的に事業実施に必要な最小範囲内となります。

Q9:地域活性化に寄与すると認められる事業とはどういったものが対象なのか？

A9:人と人の交流を促進し、関係人口の増加や移住・定住につながるもの、住民が活躍できる場を創出し、人材の育成につながるもの、地域資源や魅力を活用してイベントや事業を創出するもの、学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図るもの等々です。

※ 関係人口:地域や地域の人々と多様に関わる人々のことで、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されており、若者等の変化を生み出す人材のことです。

Q10:機械器具・備品等で補助対象外になる具体的な物はどういったものなのか？

A10:賃借又はリースすることができない物品であり、本事業以外の事業でも使用が可能な汎用性の高い備品(エアコン等の転用が可能な備品)が対象外となります。